

佐倉フィルハーモニー管弦楽団規約

(名称及び位置)

第1条 この団体は、佐倉フィルハーモニー管弦楽団（以下「本団」という）といい、事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本団は、演奏活動を通じ、団員相互の親睦を深めるとともに、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(活動及び事業)

第3条 本団は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動及び事業を行う。

- (1) 定期的な練習
- (2) 定期演奏会及び臨時演奏会の開催
- (3) その他、目的達成に必要な活動

(活動年度)

第4条 本団の活動年度を、1月1日から12月31日の1年間とする。

(団員)

第5条 本団は、第2条の目的に賛同する者をもって構成する。
入団及び退団は、書面をもって手続きを行う。
休団は、事前に期間を明示した書面をもって手続きを行い会費は徴収しない。

(コンサートマスター・コンサートミストレス)

第6条 本団に、コンサートマスター又はコンサートミストレスを置く。

(組織)

第7条 本団に、総会、運営委員会、演奏委員会、パートリーダー会議を置く。

(総会)

第8条

1. 定例総会は、毎年1回開催する。
2. 総会は、団長または事務局長が必要と認めた場合、または団員の2分の1以上の者の請求がある場合に開催する。
3. 総会における議決事項は、次の各号に掲げる通りとする。
 - (1) 役員の決定
 - (2) 予算の承認及び決算の認定
 - (3) 規約の変更
 - (4) 指揮者の承認
 - (5) コン서트マスター又はコンサートミストレスの承認
 - (6) その他本団の運営に関する重要事項

(議決)

- 第9条 1. 総会は、総団員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ、議事を開き議決することができない。
2. 議決は、出席団員の過半数でこれを決する。

（役員）

- 第10条 1. 本団に、団長、事務局長、副事務局長、演奏委員、インスペクター、ライブラリアン、会計係、備品係、広報係、パートリーダー、会計監査を置く。
2. 団長は団を総括する。
- 事務局長は団の事務を司る。
- 副事務局長は事務局長を補佐する。
- 演奏委員（うち1名を演奏委員長とする）は練習方針を策定する。
- インスペクターは練習に関わる事務を行う。
- ライブラリアンは楽譜の管理、手配を行う。
- 会計係は団の会計を司る。
- 広報係はチラシ・プログラムの作成、団員募集・演奏会の広報、ホームページの管理等の広報活動を行う。
- 備品係は団所有の備品の管理を行う。
- パートリーダーは演奏の向上をめざし、各パート内の連絡及びエキストラの手配等を行う。
- 会計監査は団の会計の監査を行う。
3. 任期はそれぞれ1年とし、期間を活動年度とし、再任を妨げない。欠員による補充役員の任期は前任者の残余の期間とする。

（運営委員会）

- 第11条 運営委員会は団長が召集し、団長、事務局長、副事務局長、インスペクターに加えて団長が必要と認めた者で構成し、本団の運営全般について協議する。

（パートリーダー会議）

- 第12条 パートリーダー会議は事務局長が召集し、パートリーダー、事務局長、副事務局長に加えて事務局長が必要と認めた者で構成し、演奏活動及び運営状況について協議する。

（会計）

- 第13条 1. 本団の運営に必要な経費は、会費、演奏会収入、及び寄付金等をもってあたる。
2. 会費は、月額3,000円（学生2,000円）とする。
3. 会費の納入は、入団した翌月から退団する月までとする。
4. 必要に応じて演奏会参加費を団員より徴収する。
5. 会計年度は、活動年度と同じとする。

（選曲）

- 第14条 演奏会の曲目は、演奏委員会が提案し、パートリーダー会議での協議を受け演奏委員会が決定する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本団の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この規約は、平成8年8月1日から施行する。

平成9年 一部改正 第9条(役員)に広報係を増設

平成11年 一部改正 第9条(役員)に会計監査を増設

平成13年 一部改正

平成14年 一部改正 団費金額を改定

平成16年 一部改正 団員欄・選曲・団費金額を改定

平成20年 一部改正 活動年度を改定、経過措置として平成20年度は1月1日から3月31日の15ヶ月間とする。

平成25年 一部改正 活動年度を改定、経過措置として平成25年度は4月1日から12月31日の9ヶ月間とする。

平成27年 一部改正 第13条 会費の家族割廃止、演奏会費徴収の可能性を規程

平成28年 一部改正 第6条「常任指揮者」を削除し「コンサートミストレス」の表記を加える。

第7条「演奏委員会」を加える。第8条「コンサートマスターの承認」を「コンサートマスター又はコンサートミストレスの承認」に修正する。第10条「涉外」の廃止、担当業務をパートリーダーの担当業務とする。第11条「招集者」を「事務局長」から「団長」に変更し、構成員を修正する。第12条「招集者」を「演奏委員長」から「事務局長」に変更し、構成員を修正する。第14条「演奏委員」を「演奏委員会」に「選曲」を「提案」にそれぞれ修正する。